

平成二十二年一月十九日提出
質問第一〇号

東京地方検察庁特別捜査部に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

東京地方検察庁特別捜査部に関する質問主意書

- 一 東京地方検察庁特別捜査部が設立された経緯、目的等、その沿革を説明されたい。
- 二 東京地検特捜部以外に、検察庁において特別捜査部が設けられているところはどこか。また、それぞれが設立された経緯、目的等、その沿革を説明されたい。
- 三 二〇〇八年四月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第二三三号）では、一九九四年度から二〇〇八年度における、検察庁における調査活動費の予算額が示されている。右のうち、東京地検特捜部、そして二の他の特捜部において使われた調査活動費は、それぞれどれくらいを占めるのか明らかにされたい。
- 四 かつて東京地検特捜部において、調査活動費がその趣旨に反し、不透明な形で使われたという事例はあるか。また、二の他の特捜部において同様の事例はあるか。
- 五 東京地検特捜部に所属する者の中で、過去に刑事犯罪を犯し、逮捕・起訴された者はいるか。いるのなら、その者に対してどのような判決が下されたのかも、併せて明らかにされたい。また、二の他の特捜部においても同様に説明されたい。

六 東京地検特捜部は、例えば捜査情報を外部に漏らす等、国家公務員に課せられた守秘義務に反する等、法律違反に該当する行為を行うことなく、適切適正にその職責を果たしているか。また、二の他の特捜部においてはどうか併せて、鳩山由紀夫内閣、特に千葉景子法務大臣の見解を述べられたい。

七 東京地検特捜部は、一の設立経緯に照らし、当時と大きく時代背景が変わった現代の実情に合致している組織であると言えるか。また、二の他の特捜部についても、その設立経緯に照らし、現代の実情に合致していると言えるか。鳩山内閣、特に千葉大臣の見解を述べられたい。

右質問する。